

一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就農者の就農意欲を喚起するとともに、就農後の営農定着を促進するため、就農計画等の目標達成に要する経費等に対し、一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金を交付することについて、一戸町補助金交付規則（昭和39年一戸町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に定める青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）又は認定新規就農者が農業経営基盤強化促進法第12条に定める農業経営改善計画の認定を初めて受けた者で、認定を受けた計画の目標年に達していない者（以下「認定農業者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 農業経営を継続していない者
- (2) 農業経営を終了する予定である者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 青年等就農計画及び認定書の写し又は農業経営改善計画及び認定書の写し
- (2) 農地を賃貸借する場合の賃借料に係る補助金の交付を受けようとする者にあつては、その権利関係を証する書類及び支払額を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容について審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知す

るものとする。

(補助金の変更承認申請等)

第6条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者が申請内容を変更しようとする場合は、一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項による補助金の変更の申請があったときは、その内容について審査を行い、変更を決定したときは、一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに、一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)及び一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金請求(精算)書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項による書類を受理したときは、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第8条 町長は、営農上必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助金交付決定額の全部又は一部を概算払することができるものとする。

2 申請者は、概算払を必要とするときは、一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金概算払請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めるものとする。

(1) 補助金の交付を受けた最終年度の次の年度の4月1日から5年を経過する日までに離農したとき。

(2) 不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(補助金の返還の免除)

第10条 前条の規定にかかわらず、町長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を免除することができるものとする。

- (1) 借用していた農地について、所有者の事情により借用することが不可能となり、他に耕作できる農地がなく離農したとき。
- (2) 申請者の疾病又は死亡による離農があったとき。

(支援金の返還の手続)

第11条 町長は、第9条に規定する事由を確認し、補助金の返還を求めることが相当と判断したときは、補助金交付取消決定を行い、一戸町新規就農者経営確立支援事業費補助金交付取消決定通知書（様式第8号）により補助金の交付を受けた申請者に対し、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 補助金の返還を命ぜられた申請者は、返還期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(一戸町新規就農者支援対策事業実施要綱の廃止)
- 2 一戸町新規就農者支援対策事業実施要綱（平成16年一戸町告示第10号）は、廃止する。

別表

補助対象経費	補助金の額
認定新規就農者のうち、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）による経営発展支援事業又は経営開始資金を受給しない者が認定を受けた計画の目標を達成するために要する経費。ただし、農地を賃貸借する場合の賃借料を除く。	補助対象経費に相当する額とする。ただし、認定新規就農者の計画期間を対象とし、1経営体につき1経営年度当たり700,000円を限度とする。
認定農業者が認定を受けた計画の目標を達成するために要する経費。ただし、農地を賃貸借する場合の賃借料を除く。	補助対象経費に相当する額とする。ただし、認定農業者の計画期間を対象とし、1経営体につき1経営年度当たり700,000円を限度とする。
認定新規就農者及び認定農業者が認定を受けた計画の目標を達成するために農地を賃貸借する場合の賃借料。ただし、年度の途中で賃貸借を開始又は終了した場合において、月割りにより算出した額が当該年度の賃借料である場合は当該賃借料（月割りにした額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。	補助対象経費に相当する額とする。ただし、認定新規就農者及び認定農業者の計画期間を対象とし、1月につき10a当たり6,000円を限度とし、かつ、1経営年度当たり60,000円を限度とする。